資料２－４

生命表の基幹統計の要件への該当状況

基幹統計の要件（統計法第2条第4項第3号）

◎　行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

【第３号イ】
全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

【第３号ロ】
民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

【第３号ハ】
国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

生命表の要件への該当状況

- 将来推計人口の計算の基礎資料として利用
- 法令上の利用（例：相続税法に基づく財産評価（定期金に関する権利の評価）における参考資料）
- 保健、医療、福祉などの諸施策の基礎資料として広く利用

- 民間保険会社における年金保険料率算出の基礎資料等として利用

- 国際連合の要請を受けて、毎年「Demographic Yearbook」（人口統計年鑑）作成のための提供
- 世界保健機関の要請を受けて、毎年「Country Health Information Profiles」（世界保健統計等）へ報告